

Q 1 病気で休職に入りました。共済組合から何か給付を受けられますか？

A 1 公務によらない病気であれば、給料が出ている間でも、平均標準報酬月額を基に算定される給付日額が、支給されている給料を基に算定される報酬日額を上回った場合、差額を傷病手当金として支給します。また、一年以上組合員であった人が、傷病手当金が支給されずに退職した場合でも、退職した日において、勤務に服することができなかった日以後3日を経過している場合には支給することができます。なお、傷病手当金の支給にあたっては、「傷病手当金・同附加金請求書」及び添付書類の提出が必要です。